

概要版

第2次庄原市環境基本計画

次世代へつなぐ しょうばらの里山環境

～自らが“実践”し“実感”する“快適な暮らしづくり”～

平成28年3月

庄原市

計画策定の背景

今、大気や水の汚染、地球温暖化の進行、乱開発による自然環境の破壊など、地球規模の環境問題が顕在化しています。

環境問題の解決には、私たちの生活スタイルを見直し、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用による二酸化炭素排出量の削減、省資源、3R（ごみを、減らす「リデュース（Reduce）」、繰返し使う「リユース（Reuse）」、再び資源として使う「リサイクル（Recycle）」）の推進などによる低炭素社会*及び循環型社会*を構築していくことが必要となっています。

中国山地の豊かな自然に恵まれた本市の美しい環境を、私たちの子や孫、さらにその子孫が健やかな生活を送ることができる未来にするため、これらの環境問題の解決、里山の保全と再生、将来に向けたより良い環境の創造を進めて行くことが大きな取り組み課題となっています。

本市の取り組むべき課題や地球温暖化など地球規模の環境問題に対応するとともに、次代へ引き継ぐ環境づくりを推進するため、地球温暖化対策実行計画を含む第2次庄原市環境基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

※低炭素社会：地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を抑えた社会。

※循環型社会：廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化、適正処分の仕組みが確保されることにより実現される、有限の資源を有効利用し環境への負荷ができる限り低減された社会。

計画の目的

本計画は、「庄原市環境基本条例」の基本理念に基づき、市民・事業者・市のすべての主体が共通の目標に向かって相互に補完し、協力し合うことにより、本市の良好な環境の保全及び創造、地球環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

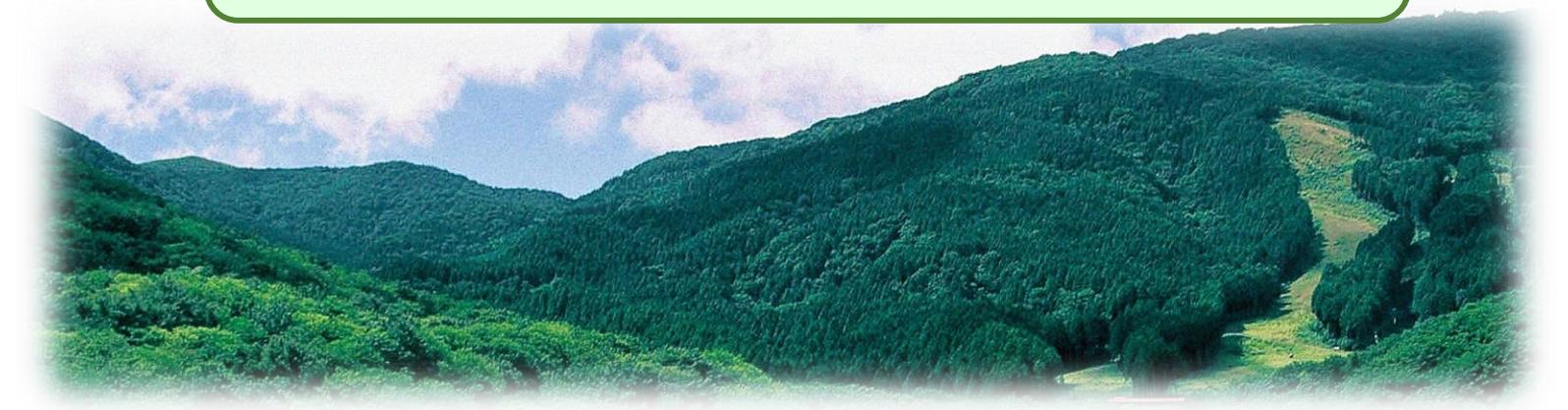
計画の位置づけ

本計画は、国や県の環境基本計画などと補完・連携し、平成28（2016）年3月に策定された「第2期庄原市長期総合計画」の将来像の具現化に向け、環境の分野における方針や施策を示し、取り組みの推進を図る計画であり、本市環境施策の根幹となる計画として位置づけ、「庄原市環境基本条例（平成18（2006）年9月施行）」に基づき策定します。

庄原市環境基本条例（抜粋）

（基本理念）

- 第3条 環境の保全と創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、その環境が将来にわたって良好に維持されることを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全と創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済を持続的に発展することができる循環型社会が構築されることを目的に、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、すべての者が健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。



計画の期間

本計画は、目標年度を平成 32（2020）年度とし、計画期間は平成 28（2016）年度からの5年間とします。施策の進捗状況は毎年確認するとともに、社会情勢や環境の変化などにより、必要に応じて見直しを行うこととします。



庄原市の環境

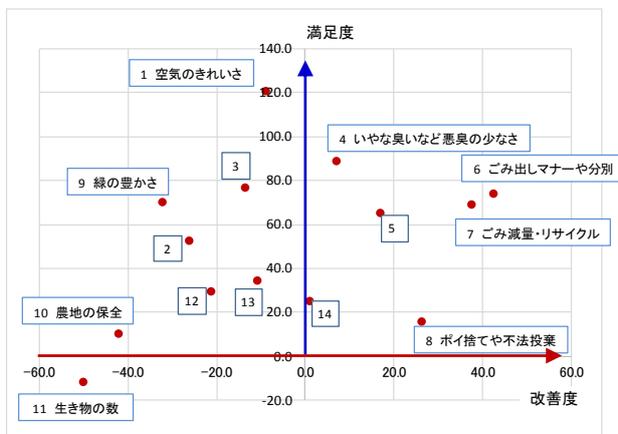
市民アンケートでお聞きした庄原市の環境に対する満足度と、以前（およそ 10 年くらい前）と比較した改善度の回答の関係を示したのが下記の図です。環境に対する満足度が高いほど上（↑）に、改善度が高いほど右（→）に●が表示されます

市民・高校生とも「ごみ出しのマナーや分別」「ごみ減量・リサイクル」については、以前と比較して改善度・満足度がともに高く評価されています。

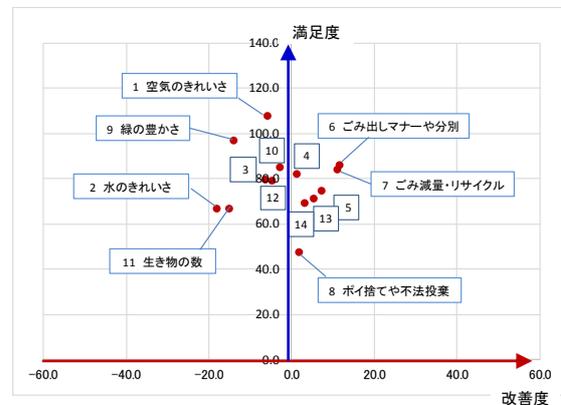
市民では、「生き物の数」が、以前よりも悪化していると評価され、満足度も唯一マイナスの評価となっています。

高校生の評価は、全体的に市民と比較して満足度は高く、改善度では以前とは変わらないと評価されています。

市民



高校生



1	空気のきれいさ	8	ボイ捨てや不法投棄の状況
2	川や池の水のきれいさ	9	山や森の緑の豊かさ
3	まちの静かさ	10	田畑など農地の保全
4	いやな臭いなど悪臭の少なさ	11	水辺や野山に生息する生き物の数
5	水の循環利用や節水の推進	12	身近な自然とふれあう場所や機会
6	ごみ出しなどのマナーや分別収集	13	街並みの景観、美しさ
7	ごみの減量やリサイクルの推進	14	学校や地域での環境学習

次世代へつなぐ しょうばらの里山環境

～自らが“実践”し“実感”する“快適な暮らしづくり”～

庄原の里山環境を将来にわたって良好に維持し、使命感をもって次世代へ継承していくため、環境への負荷の少ない行動をすべての人が自主的かつ積極的に“実践”し、循環型社会を構築していかななくてはなりません。また、そのことが今を生きる私たちにとっての“快適な暮らしづくり”“実感”につながります。

【自然環境】基本目標Ⅰ 里山と暮らすまちづくり

私たちの暮らしの基盤である農地の保全と、地域資源の有効活用を進め、豊かさ、温かさ、暮らしやすさなど、里山が持つ『環境価値』の向上をめざします。

中国山地の自然環境及び生物多様性の保全、特徴的な景観の保全と活用、有害鳥獣対策など、地域の豊かな自然環境とともに、いつまでも暮らしていけるまちをめざします。



【生活環境】基本目標Ⅱ 安全・安心、快適なまちづくり

公害の未然防止や新たな環境問題への対処など、市民の安全・安心の確保と、さらに快適に暮らせる環境を創っていく必要があります。

良好な大気、水環境の維持とともに、一人ひとりのマナーとモラルの向上による快適なまちをめざします。



【地球環境】基本目標Ⅲ 地球にやさしい循環型のまちづくり

深刻化する地球温暖化の進行を抑止するため、省エネルギーを推進します。市民・事業者の環境保全行動の着実な実践を促し、本市のエネルギー消費量の削減をめざします。

また、3R（廃棄物の減量化、再利用、再資源化）を推進し、地球にやさしい循環型社会の構築をめざします。



【環境教育・環境学習、環境保全活動】基本目標Ⅳ 地域で取り組む環境づくり

本市の環境に関わる情報発信や、身近な自然環境の中での体験学習などをおして、身近な環境の認識、広く地球環境問題に対する知識や理解を深めます。

また、E S D※（持続可能な開発のための教育）の視点を取り入れ、環境に関する教育や学習を進め、将来の地域環境を担う人材を育成します。



※E S D：世界の環境、貧困、人権など様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、それによって持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や活動。

施策の体系

次世代へつなぐ
しようばらの里山環境

「自ら実践し実感するが快適な暮らしをつくる」

- | | |
|--|---|
| 【自然環境】
基本目標Ⅰ
里山と暮らすまちづくり | (1) 農地の保全
(2) 地域資源の活用
(3) 生物多様性*の保全
(4) 景観の保全と創造 |
| 【生活環境】
基本目標Ⅱ
安全・安心、快適なまちづくり | (1) 大気環境の保全
(2) 水環境の保全
(3) マナー・モラルの向上 |
| 【地球環境】
基本目標Ⅲ
地球にやさしい循環型のまちづくり | (1) 省エネルギーの推進
(2) 3Rの推進
(3) その他地球環境の保全 |
| 【環境教育・環境学習、環境保全活動】
基本目標Ⅳ
地域で取り組む環境づくり | (1) 環境教育・環境学習の推進
(2) 環境保全活動の推進 |

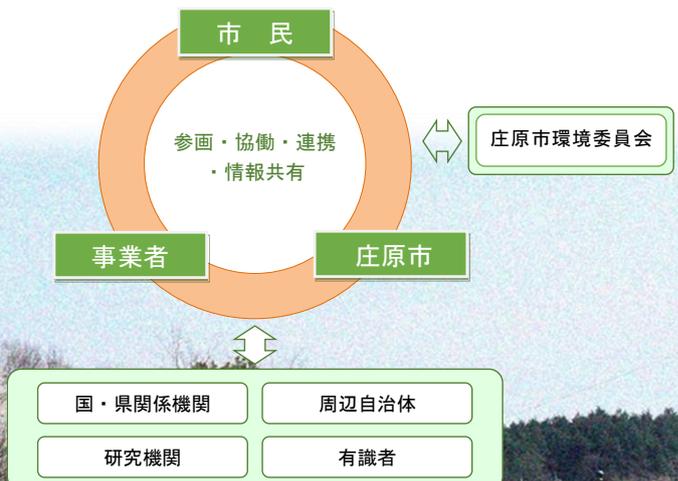
※生物多様性：一つひとつに個性がある生命が、網の目のように様々な関係でつながっていることを指す。

庄原市地球温暖化対策実行計画

- 区域施策編** 対象：本市区域全体とし、本市の特性に応じた地球温暖化対策を取りまとめます。
 温室効果ガス削減目標：平成32年度までに対基準年（H25）排出量の▲9.5%
 主な取り組み：省エネ機器・省エネ家電の導入、環境性能の高い車両への買い替えなど
- 事務事業編** 対象：本市の行政事務事業を対象とし、公共施設の地球温暖化対策を取りまとめます。
 温室効果ガス削減目標：平成32年度までに対基準年（H26）排出量の▲5%
 主な取り組み：始業時間まで照明を消灯するといった省エネの取り組みや公用車運転時にアイドリングストップを実施するなど

計画の推進体制

市民・事業者及び市との連携と協働のもと、効果的な推進を図ります。



【自然環境】基本目標Ⅰ 里山と暮らすまちづくり

市民の取り組み

- 地元産品の購入・消費に心がけ、農業の活性化に貢献します。
- 里山の適正な維持管理に努めます。
- 木質バイオマス※を利用するストーブやボイラーの導入を検討します。
- 身近な動植物の生息環境に関心を持ち、環境学習などに参加します。
- 特定外来生物※の安易な取得や移動、放棄はしません。
- 自然やまち並み景観の保全、活用、継承に協力します。
- 空き家、空き地の適正管理に努めます。



事業者の取り組み

- ◆ 地産地消に参加、協力します。
- ◆ 担い手の育成や農地集積に努めます。
- ◆ 木質バイオマスの導入を検討します。
- ◆ 地域材の利用に努めます。
- ◆ 自然環境に配慮した事業活動を行います。
- ◆ 周辺の景観に配慮します。
- ◆ 空き事業所や空き地の適正管理に努めます。

市の取り組み

- 地産地消の取り組みを推進します。
- 木質バイオマスの普及を支援します。
- 里山林の整備を通じた生態系の維持に努めます。
- 有害鳥獣対策を推進します。
- 空き家や空き地など、適正管理の周知や指導に努めます。



※木質バイオマス：ペレットやチップ、薪などの木質燃料。

※特定外来生物：オオクチバス（ブラックバス）、ブルーギル、オオキンケイギクなど、地域の生態系などに被害を及ぼすおそれのあるもの。

【生活環境】基本目標Ⅱ 安全・安心、快適なまちづくり

市民の取り組み

- 車の運転時は、環境にやさしいエコドライブを実践します。
- 違法な野焼きはしません。
- 公共下水道などへの早期の接続に努めます。
- 水田からの農薬の流出防止に努めます。
- 地域の美化活動などに積極的に参加します。
- ごみの不法投棄やポイ捨てはしません。

事業者の取り組み

- ◆ 大気・水質保全に関する規制・基準を遵守します。
- ◆ 環境性能の高い車両※の購入やリースを検討します。
- ◆ 水田からの農薬の流出防止に努めます。
- ◆ 地域の美化活動に積極的に参加、協力します。
- ◆ 廃棄物は適正に処理します。



市の取り組み

- 大気・水質保全に関する規制等の監視、指導を行います。
- 環境性能の高い車両を計画的に導入します。
- 違法な野焼きの禁止について、啓発を図ります。
- 公共下水道や農業集落排水への接続率の向上に取り組みます。
- 水田からの農薬流出の防止を啓発します。
- ごみの不法投棄やポイ捨てなどの防止を推進します。
- マナーやモラルの向上を啓発します。



※環境性能の高い車両：ハイブリッド自動、電気自動車のほか低排出ガス車や燃費を向上させた車両。

【地球環境】基本目標Ⅲ 地球にやさしい循環型のまちづくり

市民の取り組み

- 住宅や家電は、省エネルギー効率の高いものを選びます。
- 省エネ行動の実践など、省エネ型ライフスタイルへの転換に努めます。
- 太陽光発電など再生可能エネルギーの導入に努めます。
- フードマイレージ*の観点から地産地消を心がけます。
- 「もったいない」の気持ちで生活を見直し、ごみの3R（排出量の削減、再利用、再利用）に努めます。
- 賞味期限切れや食べ残しなどによる食品ロス*を削減します。
- フロン回収が適切に行えるよう、家電リサイクル法を遵守します。



事業者の取り組み

- ◆ 省エネルギーに取り組みます。
- ◆ 建物の省エネ改修や環境マネジメントの導入を検討します。
- ◆ フードマイレージの観点から、地産地消に努めます。
- ◆ 廃棄物処理法を順守します。
- ◆ 食品リサイクル法を順守します。
- ◆ 循環型社会の構築に向けた事業に積極的に参加、協力します。
- ◆ フロン排出抑制法を遵守します。

市の取り組み

- 公共施設の省エネルギーに努めます。
- 省エネルギー機器に関する情報提供と普及啓発に努めます。
- 温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みを推進します。
- 市民・事業者に向け、食品ロスの削減を啓発します。
- ごみの分別の徹底などについて周知を図り、循環型社会の実現に向けて、3Rを推進します。
- フロン排出抑制法についての普及啓発に努めます。



*フードマイレージ：食料を運ぶ輸送距離。距離が短いほど輸送にかかる燃料消費とそれに伴うCO₂の排出を削減できる。
*食品ロス：まだ食べられるのに廃棄される食品。

【環境教育・環境学習、環境保全活動】基本目標Ⅳ 地域で取り組む環境づくり

市民の取り組み

- 環境教育・環境学習に参加します。
- 地域の環境について理解を深めます。
- 環境問題やエネルギー問題について認識を高めます。
- 地域の美化活動や様々な環境保全活動に積極的に参加します。

事業者の取り組み

- ◆ 地域の環境教育・環境学習に協力します。
- ◆ 地産地消を推進し、地域の伝統ある食文化を子どもたちに伝えていきます。
- ◆ 環境問題に対する従業員の意識向上に努めます。
- ◆ 地域が一体となった環境保全活動への積極的な参加と協力を努めます。

市の取り組み

- 地域の自然の中で学ぶ自然体験学習を支援します。
- 「広島県環境活動リーダー養成研修」などの受講を促進します。
- 地域の環境に関する情報を提供します。
- 関係機関、環境活動団体などと連携を図り、環境保全活動を推進します。
- 環境保全活動を担う人材の育成に努めます。



計画の目標指標一覧

【自然環境】

基本目標Ⅰ さとやまと暮らすまちづくり

基本施策	内 容	平成26（2014）年度 現 況	平成32（2020）年度 目 標	施策担当課
農地の保全	中山間地域等直接支払制度 取り組み可能地実施割合	86.8%	88%	農業振興課
	鳥獣バッファゾーン整備の推 進	バッファゾーン整備 48ha	バッファゾーン整備 80ha	林業振興課
地域資源の活用	森林経営計画などによる 森林整備	森林経営計画面積 5,290ha	森林経営計画面積 11,000ha	林業振興課
生物多様性の保全	動植物情報の収集と提供	動植物生息情報の整理	情報収集の継続と適切な情報 提供の実施	生涯学習課
	森林整備による生態系の維持	里山林の整備面積 136ha	里山林の整備面積 240ha	林業振興課
景観の保全と創造	環境保全活動の実施と市民の 参加促進	4,500人（延べ人数） (63団体)	6,000人（延べ人数） (70団体)	環境政策課

【生活環境】

基本目標Ⅱ 安全・安心、快適なまちづくり

基本施策	内 容	平成26（2014）年度 現 況	平成32（2020）年度 目 標	施策担当課
大気環境の保全	公用車への環境性能の 高い車両の導入	公用車 累計77台	公用車 累計87台	総務課
	地域生活バスへの環境性能の 高い車両の導入	10台	17台	市民生活課
水環境の保全	水洗化率の向上	水洗化率 60.9%	水洗化率 65.5%	下水道課
マナー・モラルの向上	不法投棄監視パトロール	4回/年	6回/年	環境政策課

【地球環境】

基本目標Ⅲ 地球にやさしい循環型のまちづくり

基本施策	内 容	平成26（2014）年度 現 況	平成32（2020）年度 目 標	施策担当課
省エネルギーの推進	温室効果ガスの削減	【区域施策】 温室効果ガス CO ₂ 削減率 - 【事務事業】 温室効果ガス CO ₂ 削減率 -	【区域施策】 温室効果ガス CO ₂ 削減率 ▲9.5% 【事務事業】 温室効果ガス CO ₂ 削減率 ▲5.0%	環境政策課
3Rの推進	リサイクルの推進	リサイクル率 26.3%	リサイクル率 28%	環境政策課
	ごみの減量化	ごみの総排出量 ★ 10,361 t	ごみの総排出量 9,300t	環境政策課

【環境教育・環境学習・環境保全活動】

基本目標Ⅳ 地域で取り組む環境づくり

基本施策	内 容	平成26（2014）年度 現 況	平成32（2020）年度 目 標	施策担当課
環境教育・学習の推進	環境学習リーダーの育成	4人	6人	環境政策課

★ 平成 24(2012) : 庄原市一般廃棄物処理基本計画の基準年



庄原市 環境政策課

〒727-0003

広島県庄原市是松町 20-25 リサイクルプラザ内

TEL 0824-72-1398 FAX 0824-72-5517